

高病原性鳥インフルエンザ等
県内発生時対処計画

令和3年10月
高知県

<目次>

本編

<目次>	P 1～2
1 目的	P 3
2 発生段階に応じた対応（フェーズの設定）	P 3
○高病原性鳥インフルエンザの場合	P 3
○豚熱の場合	P 4
3 防疫措置とフェーズの関係について	P 5
○高病原性鳥インフルエンザの場合	P 5
○豚熱の場合	P 6
○鳥インフルエンザ（家きん）発生時の全体フロー	P 7
○鳥インフルエンザ発生時 運送に関する体制フロー	P 8
備蓄資材運送に関する体制フロー（フェーズ2）	
殺処分鶏運送に関する体制フロー（フェーズ3）	
○鳥インフルエンザ（家きん）発生時の動員体制フロー	P 9
○緊急防疫会議の体制について	P 10
○危機管理本部と防疫対策本部の関係図及び現地防疫対策本部の組織	P 11
○現地防疫対策本部 組織図	P 12
○現地防疫対策本部の人員・役割一覧	P 13
○フェーズ毎における連絡網	P 14
4 発生段階における庁内関係課等の動き	
(1) フェーズ1の対応	P 15
(2) フェーズ2の対応	P 17
(3) フェーズ3の対応	P 21
(4) フェーズ4の対応	P 23
●県外で本病が発生した場合等の対応	P 25

資料編

<目次>	P 27
●動員責任者及び集合場所等に関する資料について	P 28
・動員責任者の認識しておくべき事項	P 29
・動員調整班・健康調査班について	P 31
・【動員調整・健康調査班】	
動員調整・バス責任者・作業説明担当（農業振興部）対応マニュアル	P 34
・【動員調整・健康調査班】	
健康調査担当対応マニュアル	P 35
・高病原性鳥インフルエンザ対応動員名簿	

【黒潮町より東で発生した場合の記載例】	．．．．．	P36
・高病原性鳥インフルエンザ対応動員名簿		
【黒潮町以西で発生した場合の記載例】	．．．．．	P37
●健康調査に伴う関連資料について	．．．．．	P38
・防疫作業従事者等への健康調査について	．．．．．	P39
・事前健康調査問診票（様式1）	．．．．．	P40
・作業前健康調査問診票（様式2）	．．．．．	P41
・体温記録用紙（様式3）	．．．．．	P42
・防疫措置作業者の皆さまへ（健康管理編）（様式4）	．．．．．	P43
●防疫作業に伴う関連資料について	．．．．．	P44
・防疫作業を行う皆様へ（家畜防疫編）	．．．．．	P45
・防護服の着衣の仕方（資料1）	．．．．．	P48
・防護服の脱衣の仕方（資料1）	．．．．．	P49
・各作業班の作業風景イメージ（資料2）	．．．．．	P50
・防疫作業イメージ（資料3）	．．．．．	P54
●発生時における連絡体制フロー及び連絡網について（各農場共通）	．．	P55
・高病原性鳥インフルエンザ発生時の連絡体制フロー	．．．．．	P56
フェーズ1 異常家きん発生	．．．．．	P57
フェーズ2 簡易検査陽性	．．．．．	P58
フェーズ3 疑似患畜決定	．．．．．	P59
・危機管理部における異常家きん発生後の連絡フロー	．．．．．	P60
（夜間・休日・時間外）		
・連絡先一覧表	．．．．．	P61

農場データ編

※農場毎にまとめた資料を、別冊として編綴

1 目的

この計画は、高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」)が対象農場で発生した際に、庁内や市町村、警察、関係機関における初動防疫やまん延防止等の対策を示し、国が定める「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、迅速かつ適切に実施することを目的とする。

また、低病原性鳥インフルエンザであることが判明した場合や、他の特定家畜伝染病（口蹄疫や豚熱等）が発生した場合においても、各防疫指針に基づき、本病に準じた対応をとることとする。

2 発生段階に応じた対応（フェーズの設定）

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

異常家畜発生から事態の終息までの段階を、フェーズとして区分することにより、防疫作業や本部運営等の円滑な実施を目的とする。

フェーズ	発生状況	対応項目
1	異常家畜が農場で発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達 ・ 緊急防疫会議の開催（簡易検査陽性の2時間後までに終了） ・ 動員者数の決定
2	簡易検査で陽性結果が出た時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達 ・ 殺処分や消毒ポイント等の資機材の準備、トラック搬送 ・ 消毒ポイントの手続等 ・ 埋却のための建設業協会との調整 ・ 動員体制の準備 ・ 現地防疫基地等設営業者への手配（管轄家保） （各部局から消防政策課へ動員リストを提出） ・ 集合場所や中継基地の確保と設営 ・ 健康チェック場所の作業準備 ・ 動員者搬送のためのバスの確保 ・ 危機管理本部会議の開催
3	本病の患畜（又は疑似患畜）と決定された時 【原則、県（家保）で実施する遺伝子検査（PCR検査）結果をもとに、国が疑似患畜と決定する。】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達 ・ 動員手配（消防政策課）、動員者への対応 ・ 動員者の搬送をバス会社へ依頼 ・ 防疫措置（評価、殺処分、汚染物回収・消毒） ・ 防疫員等の健康管理と関係者のメンタルヘルス
4	事態の終息した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出・移動制限区域の解除 ・ 農場等の監視活動(検査)

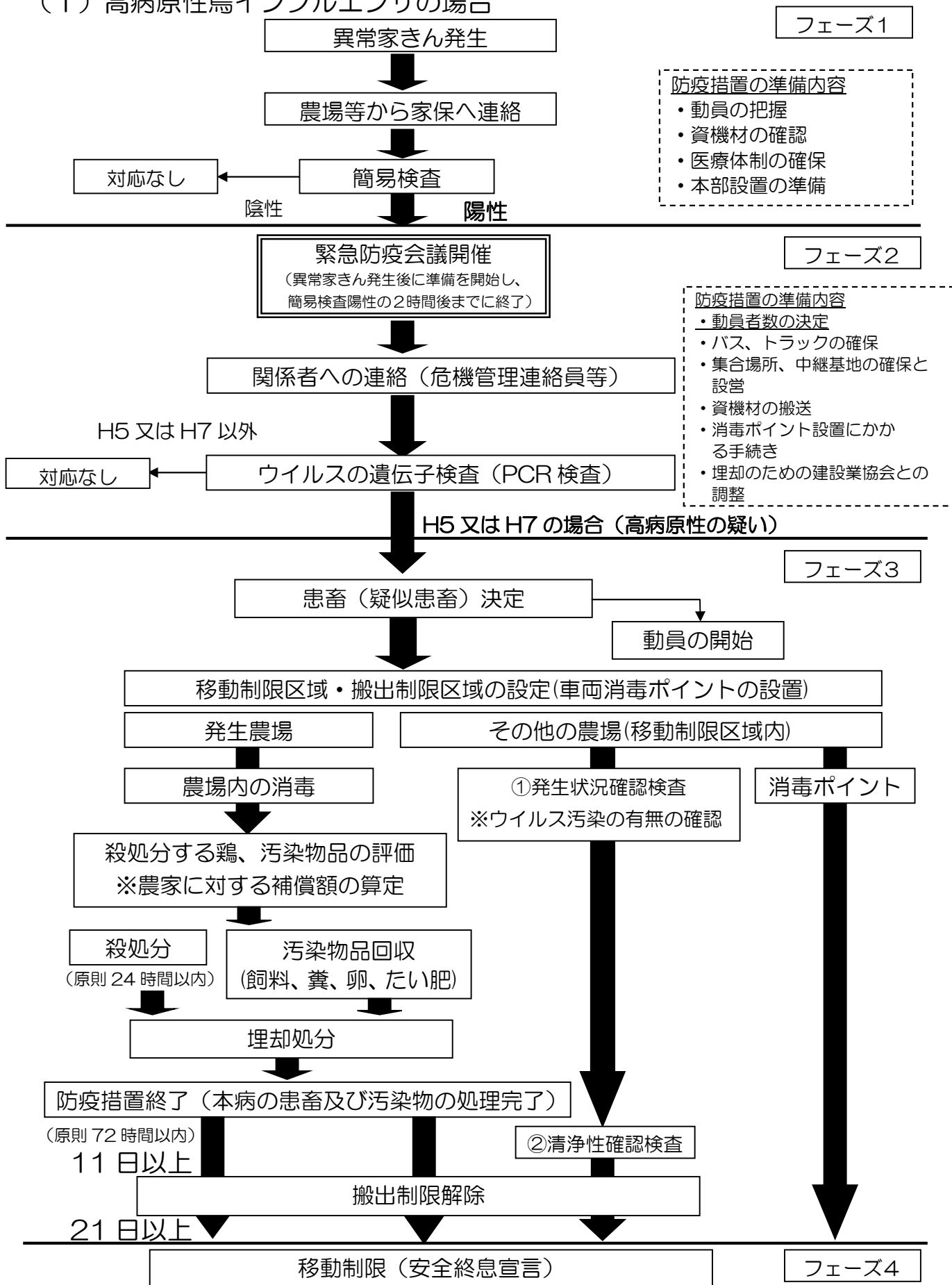
※ なお、県外で本病が発生した場合等の対応は、P25～26 のとおりとする。

(2) 豚熱の場合

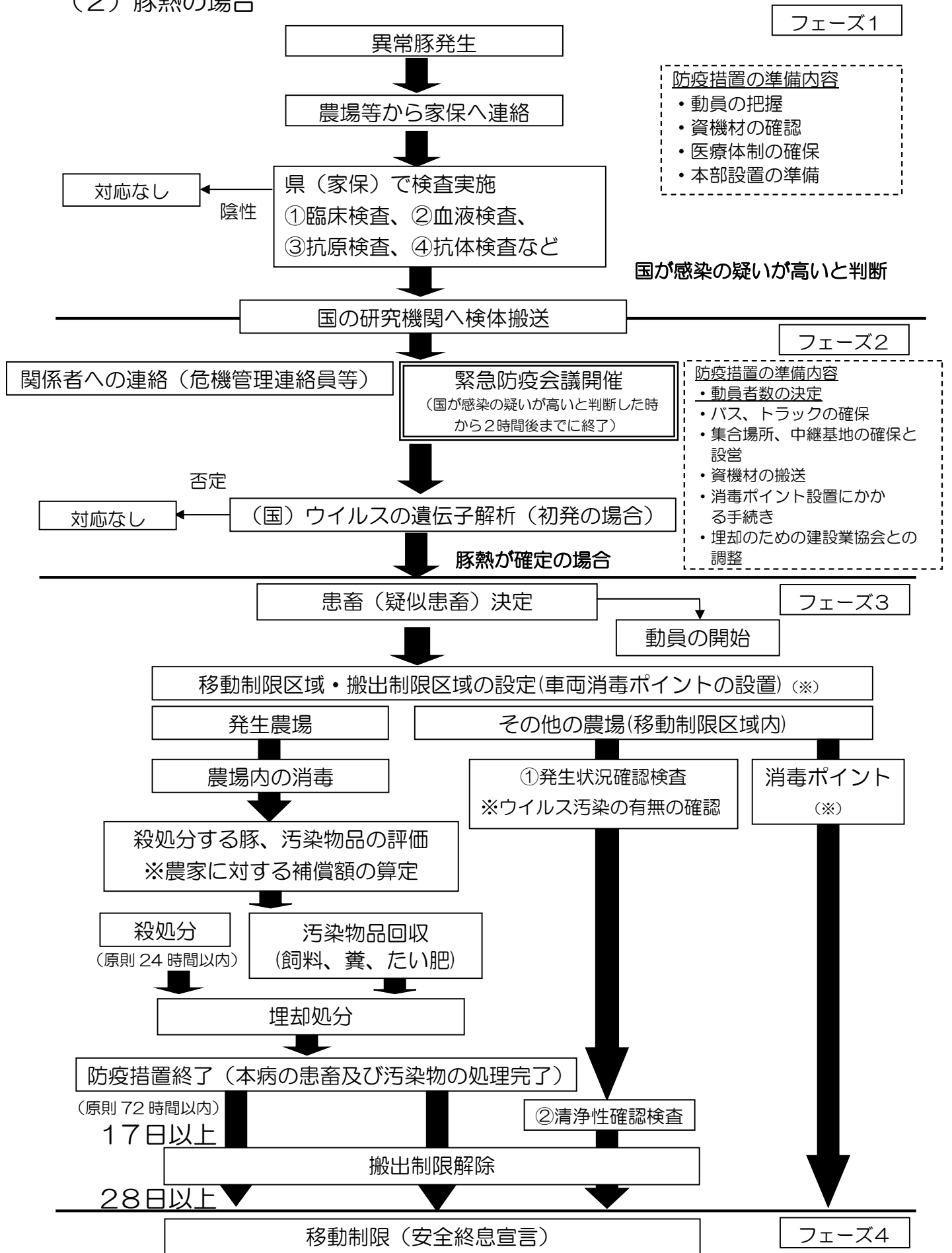
異常豚の発生から事態の終息までの段階を、フェーズとして区分することにより、防疫作業や本部運営等の円滑な実施を目的とする。

フェーズ	発生状況	対応項目
1	異常豚が農場で発生した時 〔 県（家保）で次の①～④の検査を実施 ①臨床検査、体温測定、写真撮影 ②血液検査（白血球数測定など） ③抗原検査（遺伝子検査、蛍光抗体法など） ④抗体検査（エライザ法など） 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達 ・緊急防疫会議の開催（県が実施する①～④の検査結果をもとに、国が感染の疑いが高いと判断した時点から2時間後までに終了） ・動員者数の決定
2	国が感染の疑いが高いと判断した時 〔 上記の①～④の検査結果（注1）をもとに、国と協議し、総合的に判断する。 （注1）上記①～②の結果、国が感染の疑いが高いと判断した場合、③～④の結果を待たず、初動の準備に取りかかる。 【初発の場合、国（農研機構動物衛生研究部門（注2））で実施する確定検査（遺伝子解析）のため、検体を搬送する。】 （注2）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達 ・殺処分や消毒ポイント等（注3）の資機材の準備、トラック搬送 ・消毒ポイントの手続等（注3） ・埋却のための建設業協会との調整 ・動員体制の準備 ・現地防疫基地等設営業者への手配（管轄家保）（各部局から消防政策課へ動員リストを提出） ・集合場所や中継基地の確保と設営 ・健康チェック場所の作業準備 ・動員者搬送のためのバスの確保 ・危機管理本部会議の開催 <p>（注3）ワクチン接種を実施している区域内の養豚場で発生した場合、原則、移動制限区域及び消毒ポイントの設定はしない。</p>
3	本病の患畜（又は疑似患畜）と決定された時 〔 【初発の場合、原則、国（農研機構動物衛生研究部門（注））で実施する確定検査（遺伝子解析）結果をもとに、国が患畜と決定する。】 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達 ・動員手配（消防政策課）、動員者への対応 ・動員者の搬送をバス会社へ依頼 ・防疫措置（評価、殺処分、汚染物回収・消毒） ・防疫員等の健康管理と関係者のメンタルヘルス
4	事態の終息した時	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出・移動制限区域の解除 ・農場等の監視活動（検査）

3 防疫措置とフェーズの関係について (1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

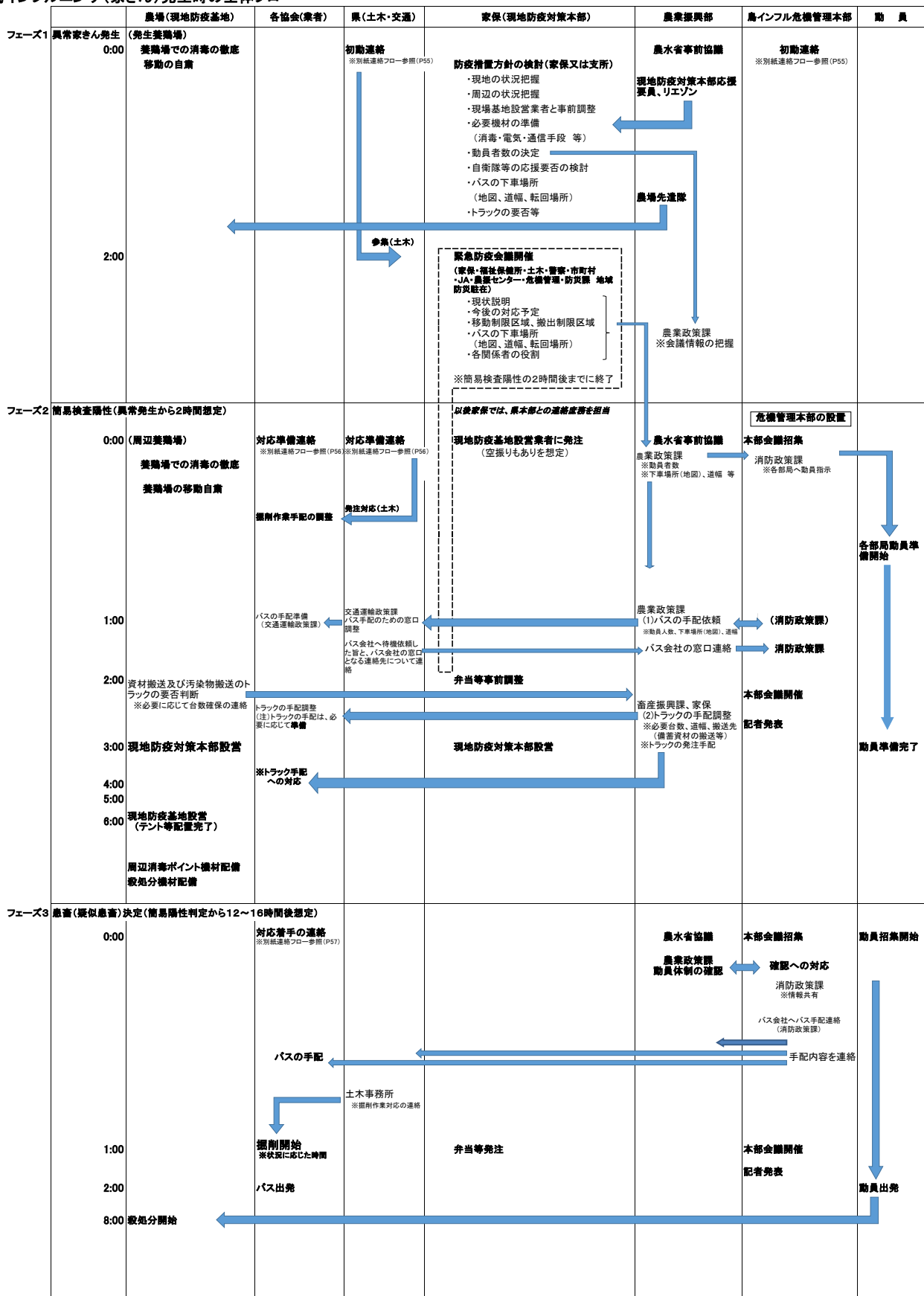


(2) 豚熱の場合



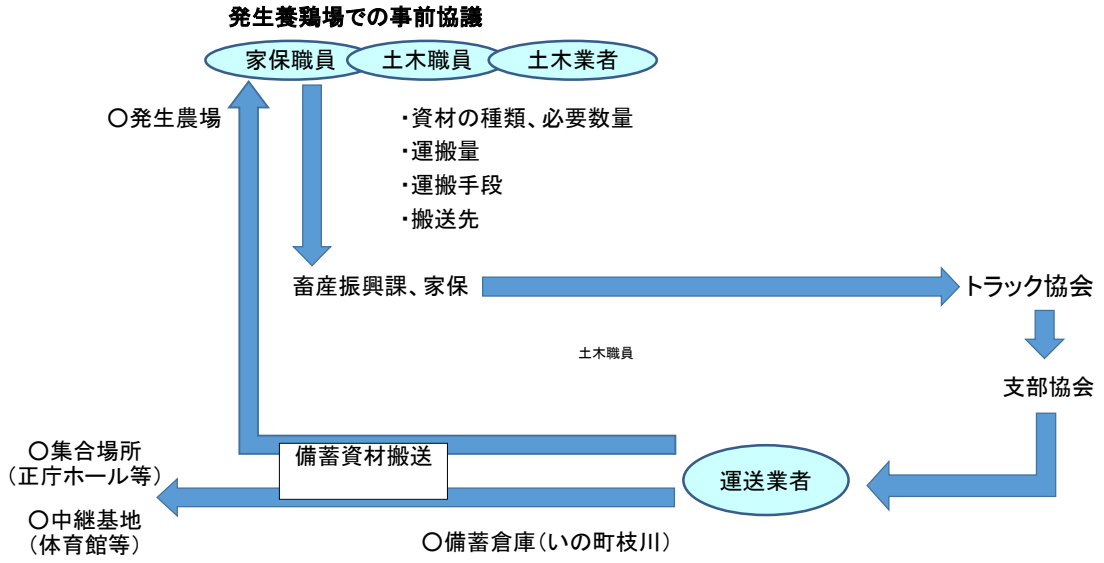
※ワクチン接種を実施している区域内の養豚場で発生した場合、原則、移動制限区域及び消毒ポイントの設定はしない。

鳥インフルエンザ(家きん)発生時の全体フロー



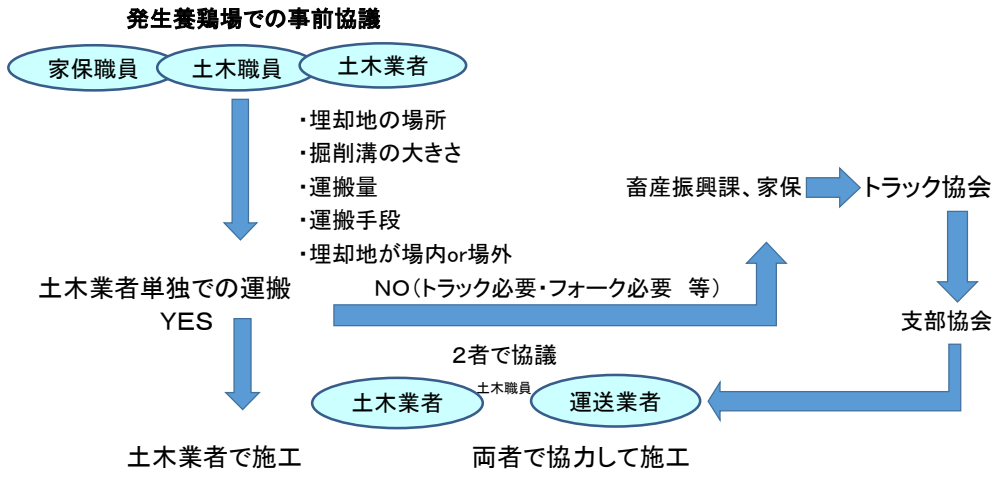
鳥インフルエンザ発生時 備蓄資材運送に関する体制フロー（フェーズ2）

簡易検査陽性を受けて

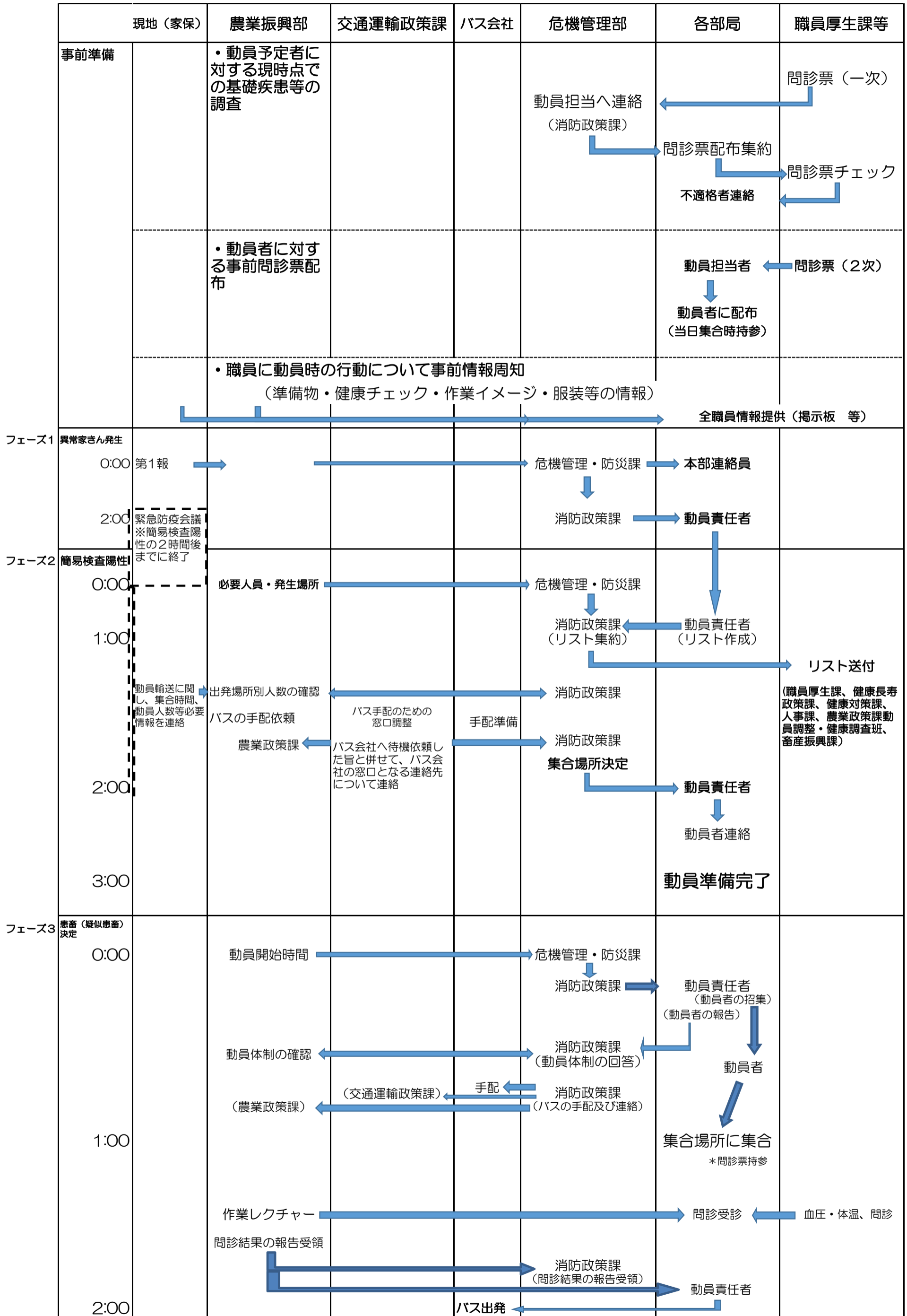


鳥インフルエンザ発生時 殺処分鶏運送に関する体制フロー（フェーズ2）

簡易検査陽性を受けて

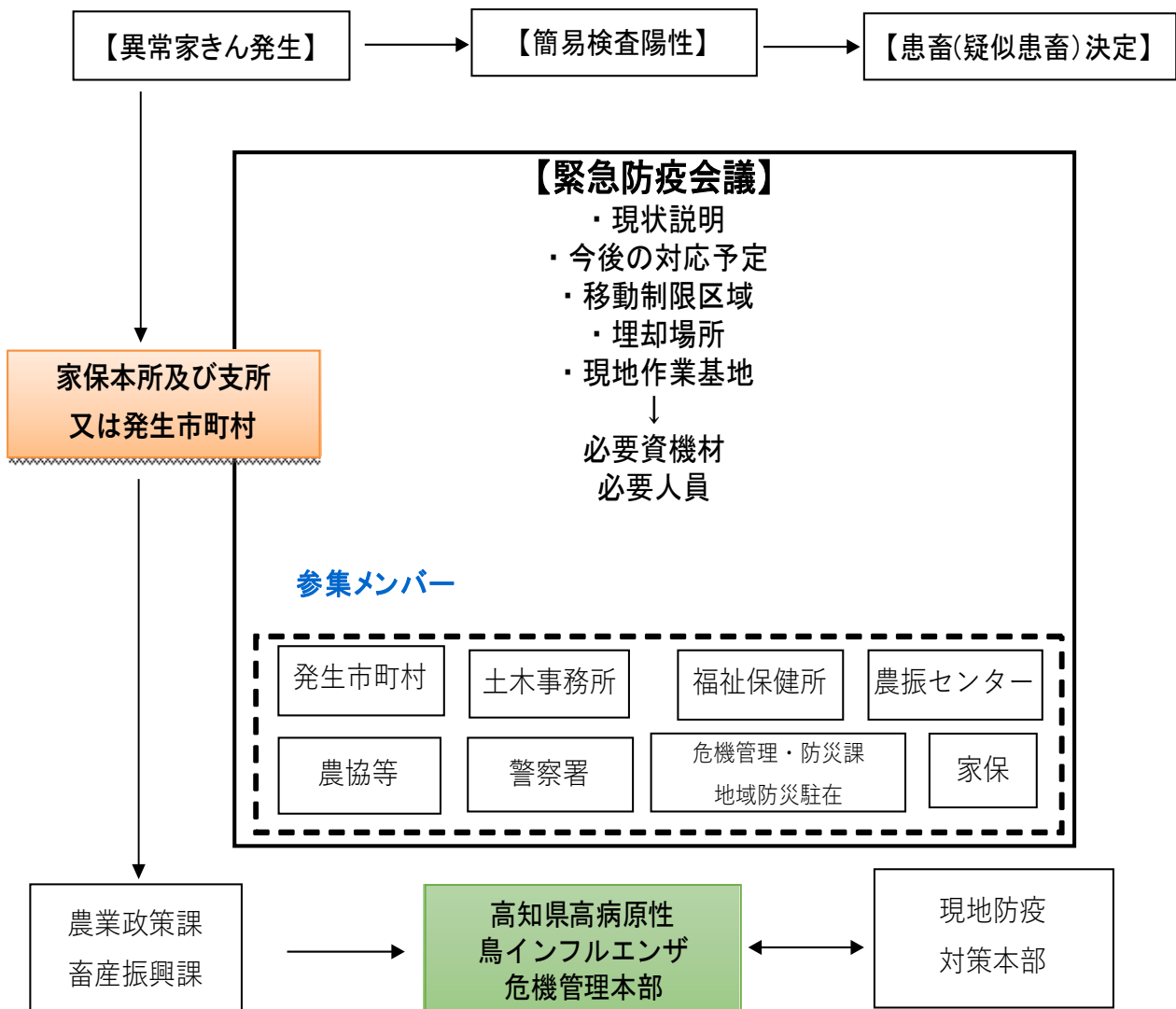


鳥インフルエンザ（家きん）発生時の動員体制フロー



緊急防疫会議の体制について

緊急防疫会議とは、家畜保健衛生所本所及び支所または発生市町村に、防疫措置を執る上で携わる関係機関の職員が以下の図のように参集し、必要な情報共有と各機関の実対応について確認することで、患畜(疑似患畜)決定後の速やかな対応を図るための家保が招集する会議を指す。



危機管理本部と現地防疫対策本部の組織図

高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部

本部長：知事

副本部長：副知事、農業振興部長

本部長：各部局長、公営企業局長、教育長、警察本部長

<事務局：危機管理・防災課、農業政策課等>

報告

【防疫対策チーム】

- ◆農業政策課
 - ・動員調整班
 - ・現地防疫対策本部の各セクション担当者の農業振興部内調整
- ◆農業振興部 各課、出先機関
 - ・現地防疫対策本部の担当セクションの運営
- ◆畜産振興課
 - ・総務班(2名)
 - ・情報班(2名)
 - ・防疫調整班(4名)
 - ・病性鑑定班(2名)
 - ・評価、流通調査班(2名)

【防疫対策支援チーム】

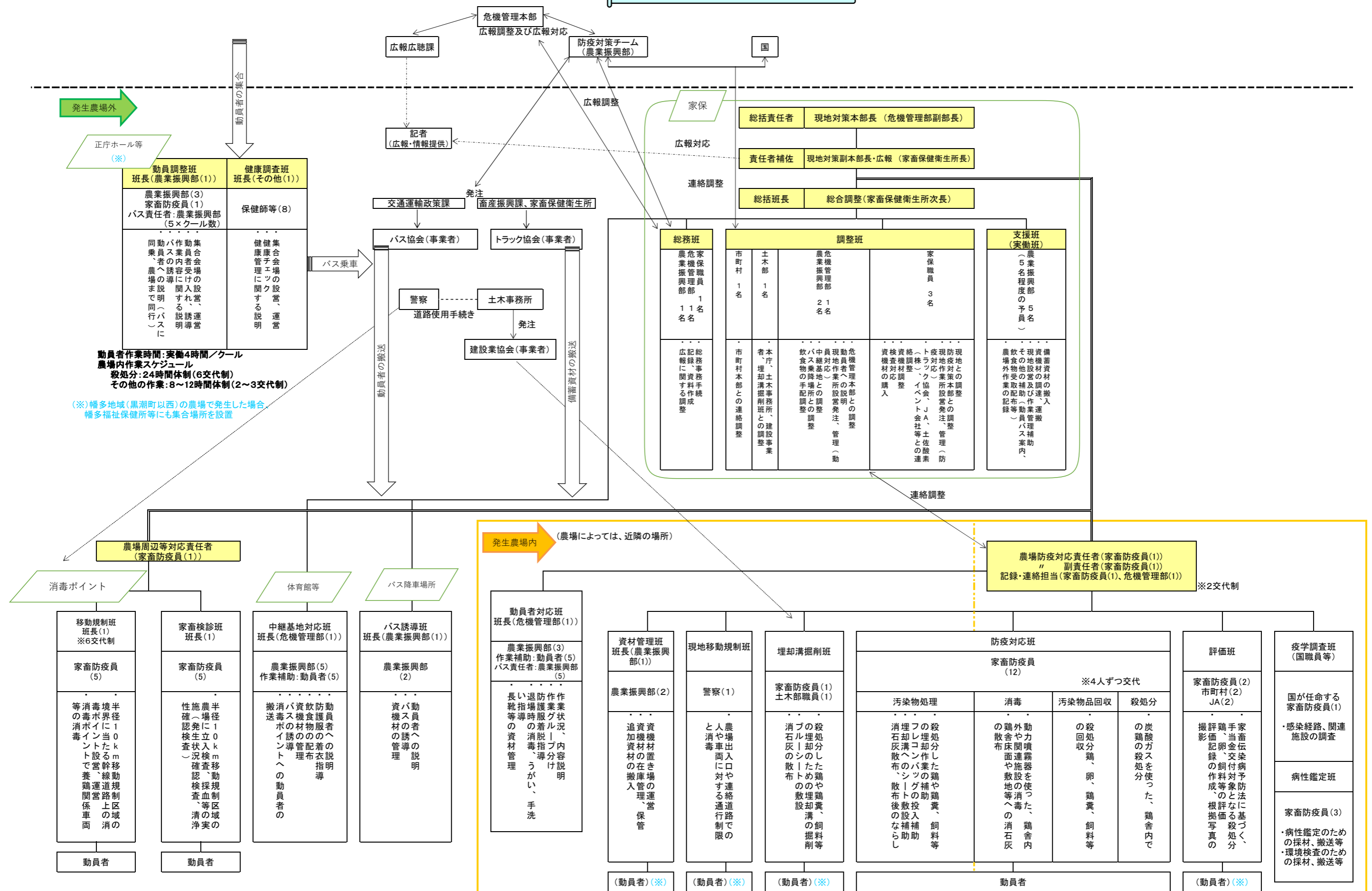
- ◆交通運輸政策課
 - ・トラック協会との調整
 - ・バス協会との調整
- ◆土木政策課
 - ・建設業協会との調整
 - ・出先事務所との調整
- ◆土木事務所
 - ・建設業協会支部及び埋却業者との調整
 - ・移動・搬出制限区域の道路での消毒に向けた調整
- ◆健康対策課
 - ・職員の健康管理
 - ・保健所との調整
 - ・動員者の健康調査実施
- ◆職員厚生課
 - ・職員の健康管理
 - ・動員者の健康調査実施



連絡調整

現地防疫対策本部

現地防疫対策本部 組織図



発生農場外

動員者の集合

正庁ホール等 (※)

動員調整班 班長(農業振興部(1)) 農業振興部(3) 家畜防疫員(1) バス責任者: 農業振興部 (5×クール数)	健康調査班 班長(その他(1)) 保健師等(8)
---	---------------------------------------

同動バ作動集乗員ス業員合者への誘い場の場まで説明(同行バス)に

健康集子会場の管理に関する説明、運営

動員者作業時間: 実働4時間/クール
 農場内作業スケジュール
 殺処分: 24時間体制(6交代制)
 その他の作業: 8~12時間体制(2~3交代制)

(※) 幡多地域(黒潮町以西)の農場で発生した場合、幡多福祉保健所等にも集合場所を設置

発生農場内 (農場によっては、近隣の場所)

農場防疫対応責任者(家畜防疫員(1))
 〃 副責任者(家畜防疫員(1))
 記録・連絡担当(家畜防疫員(1)、危機管理部(1)) ※2交代制

動員者対応班 班長(危機管理部(1)) 農業振興部(3) 作業補助: 動員者(5) バス責任者: 農業振興部(5)	資材管理班 班長(農業振興部(1)) 農業振興部(2)	現地移動規制班 警察(1)	埋却溝掘削班 家畜防疫員(1) 土木部職員(1)	防疫対応班 家畜防疫員(12)	評価班 家畜防疫員(2) 市町村(2) JA(2)	疫学調査班 (国職員等)
--	--	-------------------------	---------------------------------------	---------------------------	---	------------------------

消毒ポイント

消毒境界半徑10m以内、消毒ポイントに消毒剤を散布し、消毒剤が乾燥するまで、消毒作業を実施する。

家畜検診班

家畜防疫員(5)

性確認、検体採取、消毒、検体採取、消毒、検体採取、消毒

中継基地対応班

班長(危機管理部(1))

農業振興部(5)
 作業補助: 動員者(5)

搬送、消毒、検体採取、消毒、検体採取、消毒

バス誘導班

班長(農業振興部(1))

農業振興部(2)

資材搬送、消毒、検体採取、消毒、検体採取、消毒

(※) 常時、作業があるわけではないため、必要に応じて動員者が作業を実施

現地防疫対策本部の人員・役割一覧

班名等	人数	危機管理部	農業振興部		総務部	健康政策部	土木部	動員者	外部機関
		危機管理・防災課	家畜保健衛生所	その他	職員厚生課	土木事務所			
事務局	1 総括責任者	1	1 (副部長)						
	2 責任者補佐	1		1 (所長)					
	3 総括班長	1		1 (次長)					
	4 総務班	3	1	1	1				
	5 調整班	8	1	3	2		1		1 (市町村)
	6 支援班	5			5				
農場内	7 農場防疫対応責任者	1		1					
	8 農場防疫対応副責任者	1		1					
	9 記録・連絡担当	2	1	1					
	10 動員対応班 (バス責任者)	9 5	1		3 5			5	
	11 資材管理班	3			3				
	12 現地移動規制班	1							1 (警察)
	13 埋却溝掘削班	2		1			1		
	14 防疫対応班 (8人作業・4人休憩)	12		12					
	15 評価班	6		2					2 (市町村) 2 (J A)
	16 病性鑑定班	3		3					
17 疫学調査班	1		1					国職員等	
農場周辺	18 移動規制班	6		6					
	19 家畜検診班	6		6					
	20 中継基地対応班	11	1		5			5	
	21 バス誘導班	3			3				
ホー正庁等	22 動員調整班 (バス責任者)	5 バス台数×1		1	4 バス台数×1				
	23 健康調査班	9				都度調整 (保健師等)			

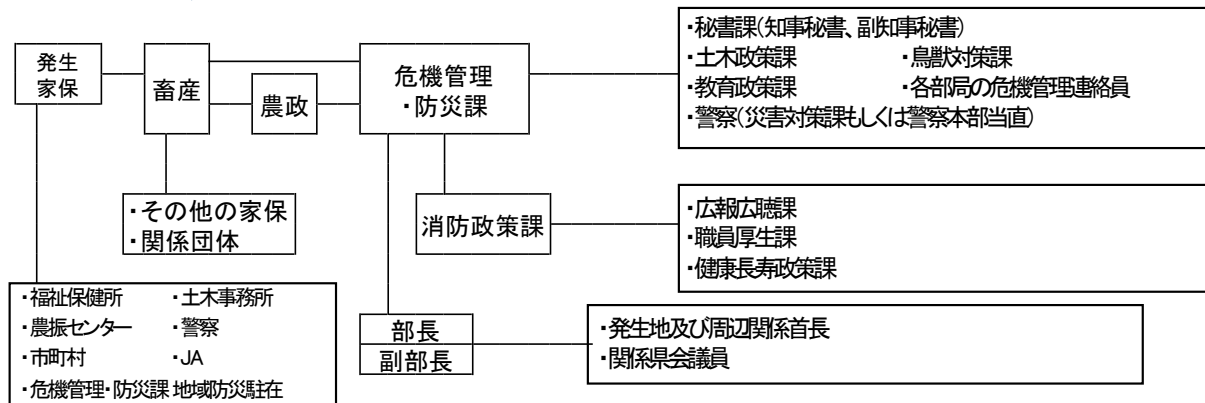
班名等	主な役割	
事務局	4 総務班	・総務事務手続 ・記録、資料作成 ・広報に関する調整
	5 調整班	【家 保】・現地との調整 ・防疫対策本部との調整 ・現地作業所設営発注、管理 (防疫対応) ・トラック協会、J A、土佐酸素 (株)、イベント会社等との連絡調整 ・資機材調整 ・検査対応 ・資機材の購入
		【危機・農業】・危機管理本部との調整 ・動員者への説明 ・現地作業所設営発注、管理 (動員対応) ・中継基地との調整 ・バス乗降場所との調整 ・飲食物の手配調整
		【土 木】・本庁、土木事務所、建設事業者、埋却溝掘削班との調整 【市町村】・市町村本部との連絡調整
6 支援班	・備蓄資材の搬入 ・資機材の調達、運搬 ・現地設営及び作業管理補助 ・その他の補助 (動員バス案内、飲食物受取配布等) ・農場外作業の記録	
農場内	10 動員対応班	・作業状況、内容説明 ・作業グループ分け ・防護服着脱指導 ・退場時の消毒、うがい、手洗い指導 ・長靴等の資材管理
	11 資材管理班	・資機材置き場の運営 ・資機材の在庫管理、保管 ・追加資材の搬入
	12 現地移動規制班	・農場出入口や連絡道路での人や車両に対する通行制限と消毒
	13 埋却溝掘削班	・殺処分した鶏や鶏糞、飼料等の埋却のための埋却溝の掘削 ・ブルーシートの敷設 ・消石灰の散布
	14 防疫対応班	【殺処分】・炭酸ガスを使った、鶏舎内での鶏の殺処分 【汚染物品回収】・殺処分鶏、卵、鶏糞、飼料等の回収 【消毒】・動力噴霧器を使った、鶏舎内外や関連施設の消毒 ・鶏舎床面や敷地等への消石灰の散布 【汚染物処理】・殺処分した鶏や鶏糞、飼料等の埋却作業の補助 ・フレコンバグの投入補助 ・埋却溝へのシート敷設補助 ・消石灰散布、散布後のならし
	15 評価班	・家畜伝染病予防法に基づく、手当金交付対象となる殺処分鶏、卵、飼料等の評価 ・評価記録の作成、根拠写真の撮影
	16 病性鑑定班	・病性鑑定のための採材、搬送等 ・環境検査のための採材、搬送等
17 疫学調査班	・感染経路、関連施設の調査	
農場周辺	18 移動規制班	・半径10km移動規制区域の境界に当たる幹線道路上の消毒ポイント設営、運営
	19 家畜検診班	・半径10km移動規制区域の農場に立入検査、採血等の実施 (発生状況確認検査、清浄性確認検査)
	20 中継基地対応班	・動員者への説明 ・防護服の着衣指導 ・飲食物の配布 ・資機材の管理 ・バスの誘導 ・消毒ポイントへの動員者の搬送
	21 バス誘導班	・動員者への説明 ・バスの誘導 ・資機材の管理
ホー正庁等	22 動員調整班 (バス責任者)	・集合会場の設営、運営 ・動員者受け入れ、誘導 ・作業内容に関する説明 ・バスの誘導 ・動員者への説明 (バスに同乗し、農場まで同行)
	23 健康調査班	・集合会場の設営、運営 ・健康チェック ・健康管理に関する説明

フェーズ毎における連絡網

フェーズ1 異常家さん発生

異常家さん発生から2時間後～簡易検査陽性から2時間後

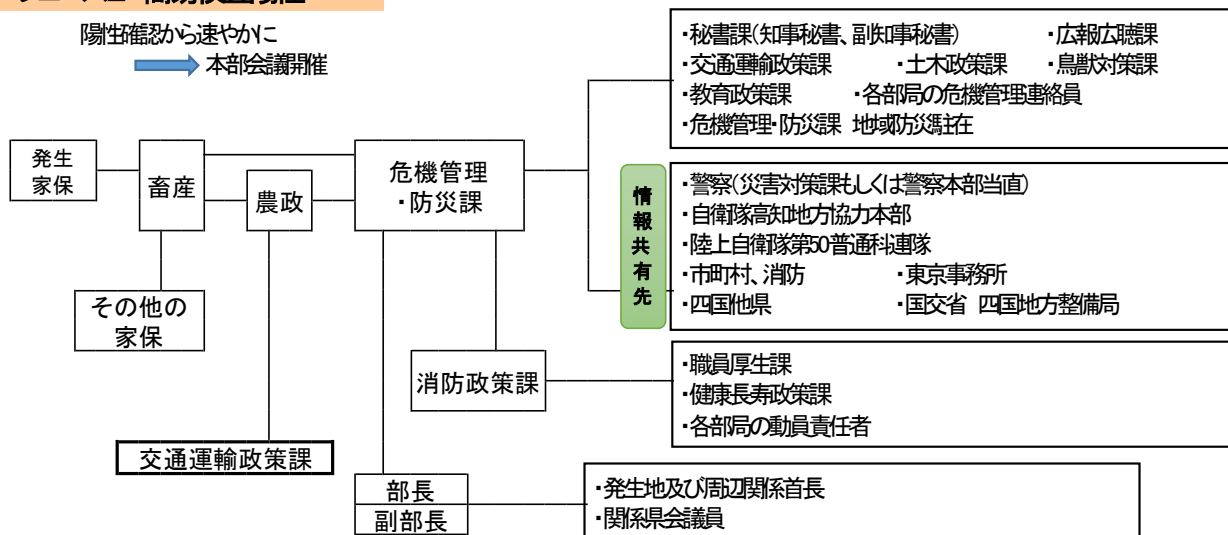
緊急防疫会議開催



フェーズ2 簡易検査陽性

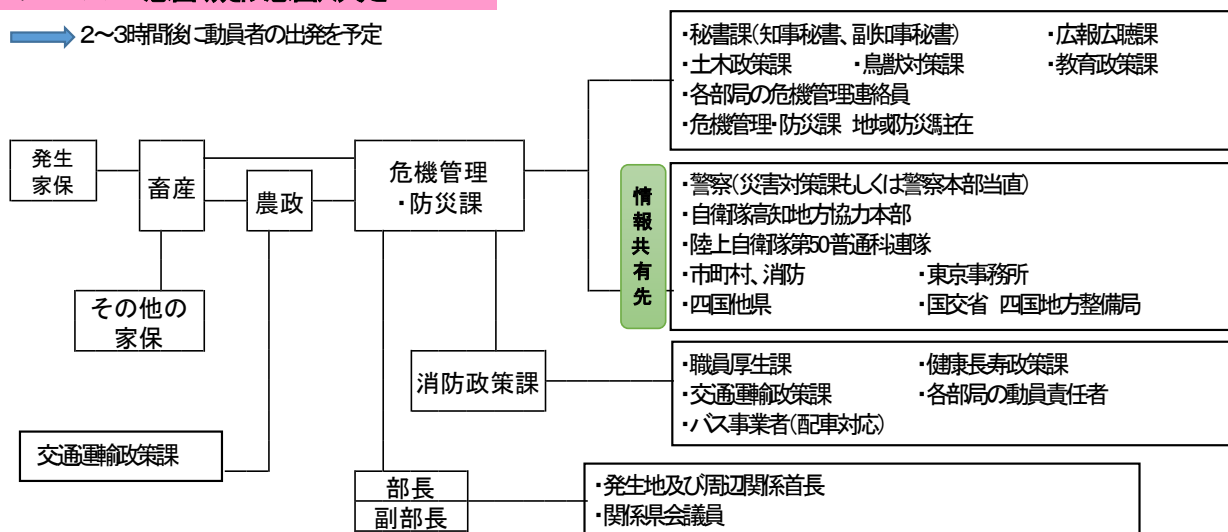
陽性確認から速やかに

本部会議開催



フェーズ3 患畜(疑似患畜)決定

2～3時間前後に動員者の出発を予定



4 発生段階における庁内関係課等の動き

(1) フェーズ1の対応

◇異常家さんが農場で発生した時

危機管理部

- 農業振興部から異常家さん発生の連絡受理後、初動時の対応フローに従い、必要な関係課の連絡担当者へ連絡する。
- 農業振興部、鳥獣対策課、広報広聴課、危機管理・防災課で本部会議や広報について事前協議を行う。
- 簡易検査の陽性が出ることを想定して、本部会議の時間を決定する。
- 危機管理本部の設置準備及び本部会議開催等の準備
- 現地へ連絡調整のために向かう予め定めた危機管理部職員は、現地へ向かう。（現地防疫対策本部組織図参照）
- 消防政策課は、年度当初に作成する知事部局及び農業振興部の動員責任者名簿により、当該責任者へ連絡する。

農業振興部（農業政策課、畜産振興課）

- 農水省との事前協議を行う。
- 緊急防疫会議の会議情報を把握する。
- 防疫対応にかかる必要資機材の準備
- 防疫対策方針の検討
- 広報担当者（畜産振興課課員）の設置を検討する。
- プレス等の作成準備を行う。
- 現地防疫対策本部応援要員、リエゾン、農場先遣隊を派遣する。

家保（現地防疫対策本部）

- 防疫措置方針の検討（家保本所又は支所）
 - ・現地の状況把握
 - ・周辺の状況把握
 - ・現地防疫基地設営業者と事前調整（農場データ編の現地防疫基地配置図を参照）
 - ・必要資機材の準備（農場データ編の必要資機材等を参照）
- ※フェーズ2となった場合、中央家保職員が立ち会いのもと、トラック協会が必要な防疫資機材を中央家保の倉庫（いの町）から管轄家保、農場等へ搬送する。防疫資機材の積み卸し要員を農業振興部内で検討する。
- ・動員人員の決定（農場データ編参照）
 - ※動員人員数については、防疫作業の進捗状況等により変更する場合があります。

- 自衛隊等の応援要否の検討
- バスの下車場所（地図、道幅、転回場所）
- 汚染物の運搬作業に必要なトラックの要否
- 体育館など中継基地の要否等
- 消毒ポイントの選定
 - ※家保から各消毒ポイントの土地管理者（資料編の消毒ポイント参照）へ消毒資機材を搬送することができるよう調整する。
- 緊急防疫会議開催をするための関係者への連絡（福祉保健所、土木事務所、農業振興センター、危機管理・防災課 地域防災駐在、警察、市町村、JA）
- 緊急防疫会議の開催（簡易検査陽性の2時間後までに終了）
 - 現状説明と今後の対応予定
 - 移動制限区域（消毒ポイント）
 - バスの下車場所（地図、道幅、転回場所）
 - 各関係者の役割
- 不足分の資機材については、発注を行うための体制を整える。
 - 中央家保(支所含む)及び西部家保(支所含む)は消毒資機材が使用可能な状況であるか必ず機器の事前点検を行うとともに、必要な消毒薬などの確認も漏れなく実施する。

家保（農場）

- 農場での立入検査、簡易検査を実施
- 発生農場への出荷自粛要請
- 農場入口での動力噴霧器による車両消毒
- 農場前道路における車両のタイヤ消毒及び通行者の靴底消毒（マット利用）
- 対策方針の検討のため、農場の状況等の確認を行う。

土木部

- 土木政策課は、異常家きん発生情報が危機管理・防災課からあれば、管轄土木事務所へ連絡し、緊急防疫会議へ出席するよう連絡する。
- 管轄土木事務所は緊急防疫会議へ出席する。

健康政策部

- 健康長寿政策課は、異常家きん発生情報が危機管理・防災課からあれば、管轄福祉保健所へ連絡し、緊急防疫会議へ出席するよう連絡する。
- 管轄福祉保健所は緊急防疫会議へ出席する。

発生自治体（危機管理及び農林所管部署）

- 緊急防疫会議へ出席する。

○対策本部設置を検討する。

警察

○管轄警察署は、緊急防疫会議へ出席する。

(2) フェーズ2の対応

◇簡易検査で陽性結果が出た時

危機管理部（高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部）

○農業振興部から簡易検査の陽性結果が出たとの連絡受理後、連絡フローに従い関係者へ連絡する。

○速やかに本部会議の招集を行う。

○高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部の設置

○本部会議を開催

○記者発表（危機管理部、農業振興部） ※国との事前調整が必要

○消防政策課は、農業政策課から防疫作業の必要動員数(班毎)の連絡を受ければ、知事部局分の動員数を、各部局へ割り振りし、各部局へ連絡する。

○消防政策課は、各部局から提出された動員リストの集約を行う。

○消防政策課は、集約した動員リストをもとに、防疫作業の動員者(班毎)を割り振った動員リストを作成する。

○消防政策課は、作成した動員リストをデータ及び紙ベースで職員厚生課や健康長寿政策課、健康対策課、人事課、農業政策課（農業振興部）動員調整・健康調査班の現場班長、畜産振興課へ回す。（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）

○消防政策課は、動員者の集合場所が決定すれば、各部局の動員責任者へ連絡する。

※集合場所：高知は保健衛生総合庁舎（又は本庁舎正庁ホール）、幡多は幡多土木事務所又は幡多福祉保健所において問診を実施する。状況に応じて安芸福祉保健所において実施することも検討する。

農業振興部（農業政策課、畜産振興課）（防疫対策チーム）

○農水省との事前協議・連絡庶務を行う。

※簡易検査陽性段階での記者発表については事前協議が必須

○危機管理本部 防疫対策チームの設置

○畜産振興課は、防疫措置開始に向けた体制整備について調整する。

○農業政策課は、消防政策課へ知事部局で必要な動員者の人数を連絡する。

※動員人員数は、防疫作業の進捗状況等により変更する場合あり

○消防政策課が動員リストを集約して以降、農業政策課と消防政策課でバスの手配依頼に伴う確認作業を行い、農業政策課は交通運輸政

策課へ輸送バスの手配依頼を行う。

家保（現地防疫対策本部）

- 現地防疫対策本部の設置
- 簡易検査陽性結果以降、県本部（防疫対策チーム）との連絡庶務を担当する。
- 現地防疫基地設営を業者に発注（空振りもありを想定し対応）
※予め定めた連絡庶務担当者を通じて、現地防疫基地の設営の発注作業を行う。
- 備蓄資材の搬送及び不足資材の発注
（※具体的な役割についてはP12の組織図を参照）
- 動員者及び現地職員の飲食物の手配に関し事前調整を行う。

家保、農業振興部（農場、消毒ポイントなど農場周辺）

- 確定検査（PCR検査）のための検査材料を中央家保に搬送する。
- 中央家保は、検査材料が到着後、直ちにPCR検査を実施する。
- 現地防疫基地、中継基地、消毒ポイントの設営を、簡易検査陽性から約6時間後に完了し、動員者の受入体制を整備する。
- 殺処分資機材を現地へ配備等、防疫措置開始の体制を整備する。
- 周辺消毒ポイントへ必要機材を配備
（鳥インフルエンザ（家きん）発生時の全体フローを参照）
- 家保は、汚染物の運搬作業に必要なトラックの要否について検討する。
※原則、埋却地が農場外にある場合に対応する。但し、埋却地が農場内であっても、土木業者にない輸送車両等が必要時には、家保等からトラック協会を通じ業者へ連絡が行われる。

※確認事項

トラックの規模、種類、台数、発生現場への進入口の確認、
現場付近における待避所、汚染物搬送先

（鳥インフルエンザ発生時 殺処分鶏運送に関する体制フロー
（フェーズ3）参照）

（※具体的な役割についてはP10の組織図を参照）

土木部（防疫支援チーム）

- 管轄土木事務所は、（一社）高知県建設業協会の管轄する支部へ連絡し、掘削作業の事前準備を行う。
- 埋却溝の掘削作業が可能な事業者を選定し、患畜（疑似患畜）決定後は直ちに作業可能な体制を準備する。
- 管轄土木事務所は、消毒ポイントにおける道路使用のため、必要な申請手続きを道路管理者や交通管理者（警察）に対して行う準備を

する。

健康政策部（防疫支援チーム）

- 健康長寿政策課は、消防政策課から簡易検査陽性の連絡と併せて動員人数や集合場所の連絡を受ければ、健康対策課と各福祉保健所へ連絡をし、健康調査に係る医師及び保健師の準備を行う。
(資料編健康調査担当対応マニュアル参照)
- 健康調査作業場所の設営
(資料編健康調査担当対応マニュアル参照)
- 医師(医療スタッフ)、保健師等の確保
- タミフル備蓄量の確認
- 感染防止のための消毒（消毒、手洗い、うがい）方法等に関する技術的指導を行う。
- 発生農家、防疫員、作業員、周辺住民への心のケアを行うための準備を行う。
- 健康対策課は、必要に応じて高知県感染症対策協議会を開催し、意見を求める。
- 必要に応じて市町村、他都道府県、福祉保健所設置市、国へ支援要請する。
- 薬務衛生課は、ペットショップ等の販売事業者への注意喚起及び情報提供を行う。

保健所（●以外は該当保健所による実施）

- 健康調査の実施
 - ・防疫作業従事者
 - ・感染鳥類又はその排泄物等(感染鳥類等)と直接接触し、その際に適切な個人感染防護具（PPE）を着用していなかった者
 - ・適切な個人感染防護具（PPE）を着用した上で、感染鳥類等を直接接触した者
 - ・発生場所の周辺住民
- 健康調査結果等の必要事項について、健康対策課へ報告する。
- 健康調査にあたり、発生農場等に入る必要がある場合は、家保と協議し、その指示に従って調査を行う。
- 発生管内以外の保健所は人の健康に関する相談窓口として、県民からの問い合わせ等に対応する。

衛生環境研究所

- 健康調査において、医療機関受診後の検査について、高知県新型インフルエンザ対策行動計画により対応する。
- 本県でインフルエンザ(H5N1)患者（「要観察例」、「疑似症患者」及び「患者(確定例)」）が発生した場合は、高知県新型インフルエンザ対策行動計画及び各種マニュアルにより対応する。

総務部（防疫支援チーム）

- 職員厚生課は、消防政策課から簡易検査陽性の連絡と併せて動員人数や集合場所の連絡を受ければ、健康調査に係る医師及び保健師の準備を行う。（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）
- 職員厚生課は、健康調査場所を設営する。
（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）
- 財政課は、農業政策課と食糧費（動員者の弁当等）の支出について調整する。

中山間振興・交通部（防疫支援チーム）

- 交通運輸政策課は、農業政策課からバスの手配依頼があれば、準備可能なバス業者を探し、窓口となる連絡先と併せてバス業者へ待機依頼した旨を農業政策課へ連絡する。
※待機要請によりバス業者を拘束するため、その後の患畜の有無に関わらず支払義務が生じた場合は、畜産振興課が支払い手続きを行う。
（鳥インフルエンザ（家きん）発生時の動員体制フロー参照）

各部局

- 動員責任者は、消防政策課から動員の要請（班毎の人数、集合場所）があれば、その内容を各部局の動員者へ連絡し、動員リストを取りまとめる。動員リストは直ちに消防政策課へデータ及び紙ベースにて提出する。※集合時間は患畜(疑似患畜)決定後に連絡

発生自治体（危機管理及び農林所管部署）

- 必要に応じ対策本部を設置する。
- サーベイランス対応を行う。等（農場データ編参照）

教育委員会

- 県立学校や各市町村の教育長など学校関係者に対して、注意喚起や情報提供などの対応を行う。

警察

- 県からの要請を受けて必要な消毒ポイントの混乱防止及び交通事故防止のため、交通環境等における配置箇所の必要人員等を勘案し、協力する。

(3) フェーズ3の対応

◇本病の患畜（又は疑似患畜）と決定された時

危機管理部（高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部）

- 農業振興部から患畜（疑似患畜）決定の結果連絡を受理後、連絡フロー（資料編参照）に従い関係者へ連絡する。
- 必要に応じて本部会議を開催する。
- 必要に応じて記者発表（危機管理部、農業振興部）を行う。
- 消防政策課は、農業政策課からバス会社へのバスの発注の連絡を受ければ、待機のバス会社へ連絡を行い、動員者の搬送スケジュール等の調整を行う。
- 消防政策課は、バス会社へ連絡後、すぐに交通運輸政策課、農業政策課、各部局動員責任者へ連絡する。
- 消防政策課は、集約した動員リストを受付や問診時に必要とする動員調整班・健康調査班の現場班長へ、紙ベースで集合場所において手渡す。（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）
- 消防政策課は、各部局の動員責任者へ集合場所と集合時間について連絡する。

農業振興部（農業政策課、畜産振興課）（防疫対策チーム）

- 農業政策課は、消防政策課に対し、バス会社へのバスの発注の連絡を行う。
- 畜産振興課は、農水省消費・安全局動物衛生課と防疫内容について協議する。
- 協議内容については、危機管理部と常に情報共有を図る。
- 畜産振興課は、家保から汚染物の搬送にトラックが必要となった旨の連絡を受ければ、トラック協会に連絡する。
- 移動制限区域・搬出制限区域の設定
- 農場、農場周辺の防疫措置の進捗管理を行うとともに、必要な調整、支援を行う。
- 農業政策課（動員調整班）は、集合場所で行われた健康調査（問診）の結果について、健康調査班から報告を受け、その報告内容を消防政策課及び各部局の動員責任者（又は動員補助責任者）へ連絡する。

家保（現地防疫対策本部）

- 農場、農場周辺の防疫措置に係る調整、支援を行う。
 - 汚染物の運搬作業に必要なトラックの要否について判断する。
 - 発生市町村が開催する住民説明会へ、アドバイザーとして参加する。
 - 動員者及び現地職員の飲食物の発注を行う。
- (※具体的な役割についてはP10の組織図を参照)

家保、農業振興部、危機管理部、土木部（農場、消毒ポイントなど農場周辺）

- 農場敷地内の緊急消毒を実施する。
 - 動員者の受け入れを開始する。
 - 殺処分等の防疫措置を開始する。
 - 埋却地を決定し、掘削作業を開始する。
- （※具体的な役割についてはP10の組織図を参照）

土木部（防疫支援チーム）

- 管轄土木事務所は埋却溝の掘削作業を行う事業者に対し、発注依頼を行う。
- 土木事務所は掘削の現場監督（指示、確認）を行う。
- 管轄土木事務所は、消毒ポイントにおける道路使用のため、必要な申請手続きを道路管理者や交通管理者（警察）に対して行う。
- 必要に応じて家保（現地防疫本部）の依頼により、消毒ポイントへのプレハブの発注

健康政策部（防疫支援チーム）

- 健康長寿政策課は、消防政策課から患畜（疑似患畜）決定の連絡と併せて集合場所での集合時間の連絡を受ければ、健康対策課と各福祉保健所へ連絡をし、健康調査に係る医師及び保健師の派遣を指示する。

（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）

総務部（防疫支援チーム）

- 職員厚生課は、消防政策課から患畜（疑似患畜）決定の連絡と併せて集合場所での集合時間の連絡を受ければ、健康調査に係る医師及び保健師を集合場所へ派遣する。
- 職員厚生課は、集合場所へ派遣された医師及び保健師による健康調査（問診）を行う。

（資料編健康調査担当対応マニュアル参照）

中山間振興・交通部（防疫支援チーム）

- 交通運輸政策課は、消防政策課からバスの手配を実施した旨、連絡を受ける。

（鳥インフルエンザ（家きん）発生時の動員体制フロー参照）

各部局

- 動員責任者は、部局内の動員者へ、集合場所での集合時間について連絡等を徹底する。

○動員開始の連絡

○動員責任者（又は動員補助責任者）は、集合場所において農業振興部の動員調整・健康調査班の指示に基づき、各部局の動員者の取りまとめや問診終了における、同班への報告を行う。

※動員調整班・健康調査班の現場班長は、高知及び幡多の集合場所において、農業振興部から各1名以上を指定する。

発生自治体（危機管理及び農林所管部署）

○農場周辺の地域住民に対する説明会等の実施により、理解醸成を図る。

○県の要請に基づき、防疫措置に必要な人員の派遣を行う。等
(農場データ編参照)

教育委員会

○県立学校や各市町村の教育長など学校関係者に対して、注意喚起や情報提供などの対応を行う。

警察

○必要な消毒ポイントの混乱防止及び交通事故防止のため、交通環境等における配置箇所の必要人員等を勘案し、県へ協力する。

○必要に応じて通行制限を行う場合、殺処分終了までの交通整理（24時間目途）または、防疫措置終了（72時間目途）までの交通整理

(4) フェーズ4の対応

◇事態の終息した時

危機管理部

○必要に応じて本部会議の開催

○農業振興部と、住民や報道機関等に対して行う安全終息宣言を実施

農業振興部（農業政策課、畜産振興課）

○防疫措置に伴い発生した関係事業者への支払い手続き

○以下の所属については、防疫措置に伴い対応した事業者への支払い手続きを行う。

○畜産振興課は、トラック事業者及びバス事業者への支払い手続きを行う。

○畜産振興課は、建設業協会へ支払う費用について、土木部に令達する。

○畜産振興課は、発生状況や清浄性の確認状況等を勘案して、本病の終息を判断し、農水省消費・安全局動物衛生課と協議の上、移動制限及

び搬出制限を解除する。

家保（現地防疫対策本部）

○清浄性確認のための検査

土木部

○管轄土木事務所は、建設事業者への支払い手続きを行う。

発生自治体（危機管理及び農林所管部署）

○住民への「事態終息」の周知（HP、広報・チラシ等）を行う。

○対策本部を解散する。

県外で本病が発生した場合等の対応

1 四国3県等以外の国内外発生時

- 畜産振興課は、国等から情報収集するとともに、家畜保健衛生所、養鶏農家及び畜産関係者に情報提供する。
- 農業政策課は、発生地における状況等の情報を危機管理・防災課等の関係各課へ提供する。
- 畜産振興課は、必要に応じて、家畜保健衛生所に対して養鶏農家への立入検査強化の指示を行い、家畜保健衛生所は、その指示に従い管内の養鶏農家に立入検査を実施するなどして飼養状況を把握しておくとともに、本病を疑う症例を発見した場合など緊急時には、死亡家きんの羽数の多少にかかわらず直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報するよう、養鶏農家に周知を徹底する。
- 家畜保健衛生所は、必要に応じて、愛玩の家きんを含めた防疫体制の強化や死亡鳥の収集及び検査を実施する。
- 鳥獣対策課は、必要に応じて、野鳥の監視を強化するとともに、ホームページ等を通じて県民や狩猟者等に注意喚起を行う。
- 農業政策課は、必要に応じて、立入検査や対策の実施状況等について、危機管理・防災課に報告する。
- 危機管理・防災課は、必要に応じて、危機管理連絡員会議を開催する。

2 四国3県等での発生時（※1）

- 四国3県等以外の国内外発生時に準じた対応に加えて、以下の事を実施する。
- 県内発生に備えて、危機管理・防災課等は、連絡体制や動員体制の確認を行い、畜産振興課は、資機材の準備等を開始する。
- 四国3県での発生時は、畜産振興課は、四国4県の防疫体制連携についての共同アピールに従って、発生県と協議し、具体的な対応を決定し（※2）、鳥獣対策課は、四国3県の関係課と情報共有に努め、県内発生に備えて連絡体制や対応の確認等を行う。

※1 四国3県等とは、四国3県に加え、渡り鳥（飛行ルートは種によって異なる）が四国に飛来するルート上にある九州や中国地方等の地域を指す。

※2 四国3県で発生した場合は、四国4県緊急畜産課長会議等で具体的な対応を協議する。

3 本病ウイルスを保有する野鳥等（家きん以外の鳥類）が本県で確認された場合

- 四国3県等での発生に準じた対応に加えて、以下の事を実施する。
- 畜産振興課は、当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所の消毒及び通行制限・遮断を行い（山中、住宅密集地等で

発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。)、発生地点を中心とした半径3 km以内の区域にある農場に対する速やかな立入検査を実施する。

- 鳥獣対策課は、発生地周辺（半径10 km以内の区域：野鳥監視重点区域）の野鳥の監視を強化し「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」等に基づき死亡野鳥等調査を実施するとともに、市町村や野鳥の会など関係機関との情報共有を密にし、ホームページ等を通じて県民や狩猟者等に注意喚起を行う。